

都道府県・市町村に対する寄付金（ふるさと寄付金） の控除額の計算方法

モデルケース

★夫婦＋子供2人 給与収入700万円の場合で、夫婦＋子供2人（うち1人は特定扶養）のケースの計算例

◎所得税ベース

ア. 給与所得額 5,100,000円

イ. 控除合計額 2,470,000円（人的控除＋社会保険料控除と仮定）

ウ. 課税所得額 2,630,000円（アイ）

エ. 所得税額 168,975円（ $(ウ \times 10\% - 97,500) \times 1.021$ ）

※注1

* 課税所得額によって税率が違います。

◎住民税ベース

ア. 給与所得額 5,100,000円

イ. 控除合計額 2,140,000円

ウ. 課税所得額 2,960,000円（アイ）

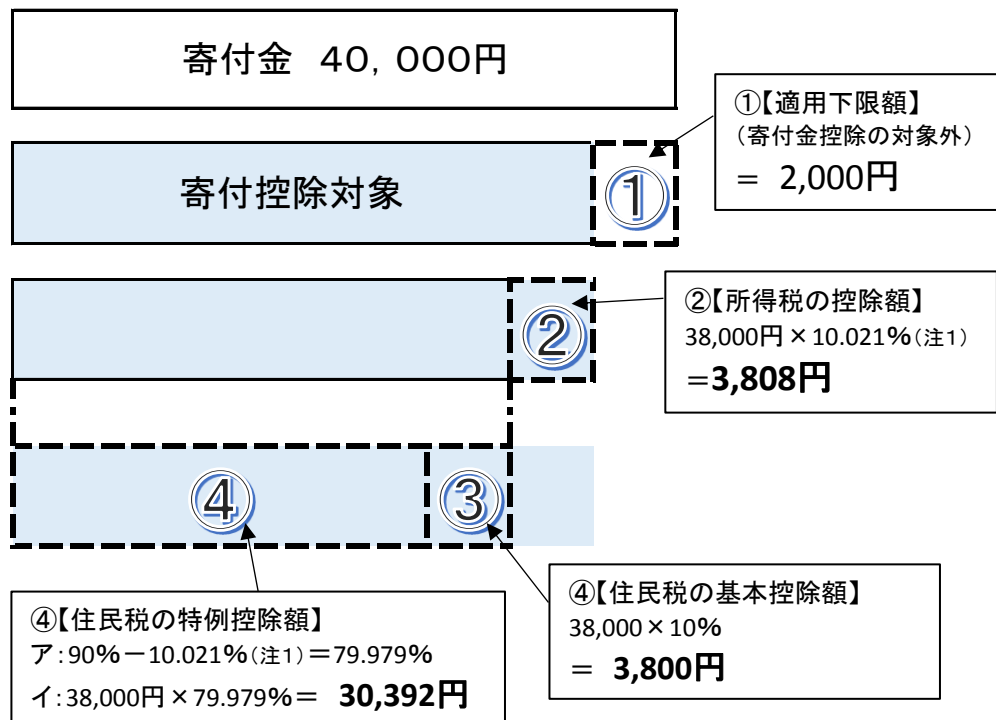
エ. 住民税額 293,500円（ $ウ \times 10\% - 2,500$ ）

* 所得割から差引く2,500円は調整控除額。

所得税の適用税率（限界税率） ※資料1

$A \leq 195万$	$= A \times 5\%$	
$195万 < A \leq 330万$	$= A \times 10\%$	-97,500
$330万 < A \leq 695万$	$= A \times 20\%$	-427,500
$695万 < A \leq 900万$	$= A \times 23\%$	-636,000
$900万 < A \leq 1,800万$	$= A \times 33\%$	-1,536,000
$1,800万 < A \leq 4,000万$	$= A \times 40\%$	-2,796,000
$4,000万 < A$	$= A \times 45\%$	-4,796,000

※復興所得税の適用期中は所得税額 $\times 1.021$ となります



【寄付控除対象】

①都道府県・市長村に対する寄付金（※）から2,000円を引きます。

（※）1. 複数の都道府県・市長村に対し寄付を行った場合は、その寄付金の合計額
2. 総所得金額等の30%が限度

【所得税の控除】

②寄付控除対象 $\times$ 所得税率（※資料1参照）

※復興所得税の適用期中は所得税率 $\times 1.021$ となります

【個人住民税の控除】

③住民税の基本控除

寄付控除対象 $\times 10\%$

④住民税の特例控除

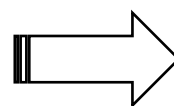
寄付控除対象 $\times (90\% - \text{所得税率})$

ア. 90%から②の計算の際に用いた所得税の税率を引きます

イ. 寄付控除対象額にアで求めた率を乗じます

※④の額は住民税所得割の2割が限度

※復興所得税の適用期中は所得税率 $\times 1.021$ となります



所得税分と住民税分合わせて

②＋③＋④

38,000円の税額が軽減されます